

令和 5 年 3 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 5 年 3 月 3 日	午前 9 時 30 分
	閉 会	令和 5 年 3 月 3 日	午前 10 時 42 分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

藤 本 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

安 岡 委 員

4 出席事務局職員

木上 教育次長

村山 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

石澤 総務企画課長

下村 教職員企画課長

坂田 教職員人事課長

澤浦 学校教育課長

杉本 社会教育課長

森 文化財保護課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

久江 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

2月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

第7号議案 令和5年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【石澤総務企画課長の報告】

- 令和5年2月府議会定例会提出見込議案において、知事から意見を求められた教育委員会関係の議案1件について、異議がない旨の教育長代理議決を行ったので報告する。

資料7-2頁以降に京都府全体の補正予算書を掲載しているが、教育委員会関係分を抜き出したものを別冊にしているので、「令和5年2月京都府議会定例会提出見込議案（その4）」と記載された資料を御覧いただきたい。

本件は、令和4年度京都府一般会計補正予算（第13号）ということで、本年度最終の補正予算となる。

毎年度この時期に、年度全体を通して予算の過不足を最終的に調整する精算補正を行うもので、本件はその内容を記しているが、合計欄に記載のとおり、約24億8,800万円の減額補正をお願いするものである。

大きな減額補正であるが、その主な内訳は、人件費が約19億円の減額、事業費が約6億円の減額となる。

人件費については、職員の退職手当や給与費等、予算が不足するわけにはいかないことから、一定余裕を持って年度当初に予算措置を行っており、年度全体の最終的な見通しを得て減額を行うものである。

事業費については、経済的に困難な状況を抱える世帯に対しての修学支援の給付金、貸付金の関係で約4.5億円の減額が生じたことが主なものである。

続いて、繰越明許費補正（追加）について報告する。

繰越明許費は、やむを得ず年度内に執行ができず、年度を跨がって4月以降に執行がずれ込む予算について、事前に議会で認めていただくものである。

主なものとしては、学校施設の長寿命化改修工事等の執行に伴う高等学校校舎等整備費、妙法院ほか4件の国指定文化財受託工事の執行に伴う歴史的建造物保存伝承事業費があり、それぞれ不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度への予算繰越を行う、繰越明許費を設定しているものである。

【質疑応答】

- 小畑委員

減額補正の場合、その財源の一部となっている国庫支出金の処理はどうなる

のか。国に返すのか。

○ 石澤総務企画課長

簡単に言えば、予算が余ったということであり、その歳出予算の余った分に充てられている財源についても過不足を調整するため、国庫支出金の余った分については、確定後に精算するルールとなっている。

イ 令和４年度「公立学校教員勤務実態調査」等の結果について

【下村教職員企画課長の報告】

○ 本件調査は、令和４年10月から同年11月にかけて、京都市立学校を除く府内の公立学校の校長及び教員の約１割を無作為に抽出し、１週間の出退勤時間等の調査を実施した結果である。

まず、資料１頁の調査結果における「令和３年度との比較」を御覧いただきたい。

全校種合わせた教員の週当たり学内勤務時間数は、週56時間56分となり、昨年度対比で２分間減少した。

資料２頁には、基準となる平成29年度との比較を掲載しており、その場合の対比では３時間20分の減少となっている。

続いて、資料３頁の令和４年度府立学校の業務改善等の取組状況を御覧いただきたい。

ＩＣＴの有効活用については、会議や情報共有の合理化等が昨年度よりも更に進められている。

行事の見直し等については、慣例的に行われていた行事に対し、教育効果及び勤務負担の両面から見直しを図り、より良いものになるよう改善が進められている。

また、部活動の運営改善についても多くの学校で行われている。

今後は、業務改善の好事例を市町教育委員会や学校に周知するとともに、来年度当初予算案で小学校の専科教員の増員、教員業務支援員の全校種全校配置等をお願いしているところであり、学校現場で働く人材を積極的に確保することに努め、また、中学校の部活動の円滑な地域移行を進めていきたい。

【質疑応答】

○ 藤本委員

過去と比べて改善され、その努力は素晴らしいが、まだ改善の余地はある。

そうした中、全国的に見たときの京都の実態はどうなのか。好事例等、他府県の働き方改革と比べ、具体的に欠けていること、また、更に取り組むべきことがあれば、教えていただきたい。

○ 下村教職員企画課長

先ほどの報告のとおり、府立学校の業務改善等の取組状況において、ＩＣＴの有効活用はかなり進んでいるが、小中学校においては、ここまでは進んでいない状況であり、より進めていただくよう促していきたい。

府立高校については、できることはかなり実施してきているが、各校におけるそれぞれの特色を推進するため、一定業務は削減できないところもあり、業務の削減ではなく、教員の負担軽減が可能な業務については府教育委員会での

積極的な支援体制を構築していきたい。

○ 大路管理部長

全国調査が実施されたのは5年前の平成29年度であるが、このときの全国対比では、京都府の小中学校の時間外勤務は全国平均よりも多く、その要因としては、小学校は授業準備や成績処理、中学校は部活動や授業準備に要する時間を理由に時間外勤務が多かったことが挙げられる。

小中学校は、今年度5年ぶりの全国調査が実施され、来年度5～6月に結果が公表されることから、そこで改めて要因等を分析し、更なる改善を進めていきたい。高校は、全国調査が実施されておらず、比較はできない。

一方、外部人材の学校への配置に係る予算をこの間手厚く措置しており、例えば、本府では教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）を全校に一般財源で配置しているが、他県では全校配置されているところは少なく、新型コロナウイルス対応臨時交付金を財源としているところもあり、コロナ収束後には縮小される可能性もある。

こうしたところが、全国と比べた京都府の特徴である。

○ 藤本委員

京都府が独自に人材確保の予算を一般財源で確保されていることは非常に素晴らしいことであり、若手教員の確保のためにもそうした取組は積極的にPRしていただきたい。

○ 教育長

先ほど、業務が減らない理由の中で、各校の特色化も理由の一つに挙げられたが、それよりも教員の場合は、何でも自分で行おうとする傾向があり、その辺りについて、例えば、印刷業務等はサポートスタッフに任せ、教員は本来業務にしっかりと従事できるといった仕組み作りが必要と考えている。

○ 小畑委員

何より優秀な教員を確保することが教育の原点でもある。

週当たりの時間外勤務を5年間で5時間縮減させた努力と成果は認めるが、それでもまだ週当たり55時間も時間外勤務している現状であり、せめて40時間以内に持って行かなければ、優秀な教員のリクルート競争に負けると思う。

そのためには、思い切った業務削減が必要で、ICT活用による合理化も必要であるが、時間外勤務が非常に多い部活動や行事対応で思い切った業務削減が必要だと思う。

○ 千委員

細かい取組の積み重ねも必要ではあるが、ノー残業デー等、何時以降は全員退勤するという取組も必要ではないか。教員の中には、退勤したくても退勤しにくいと思っている方もいるかもしれず、時間制限は一定必要に感じる。

また、こうした取組を実施すれば、成果も早く見えてくると思う。

○ 前川教育長

貴重な御意見を参考にして、今後更にしっかりと働き方改革に取り組んでまいりたい。

ウ 京都府教員等の資質能力の向上に関する指標の一部改正について

【坂田教職員人事課長の報告】

- 平成30年に策定した京都府教員等の資質能力の向上に関する指標の一部改正について報告する。

改正の経緯については、令和4年5月、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が公布され、同年8月、文部科学大臣から同法第22条の2に基づく「公立小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正について」が告示されたことを受け、平成30年に策定した同指標を一部改正することとした。

なお、改正を進めるに当たっては、法定の京都府教員等の資質能力の向上に関する協議会で聴取した意見を踏まえ、検討を重ねた上でやっている。

続いて、その概要について報告する。

本指標については、「求められる京都府の教員像」を踏まえ、各教員等のキャリアアップや人材育成の道標として、経験の段階に応じて求められる資質能力を明確化したものであり、今回の改正では、国の参酌指針を踏まえ、時代に合った資質能力の内容を示している。

具体的な内容としては、学習指導、生徒指導を個別最適に行うための「特別な配慮や支援を必要とする子どもたちへの対応」、それを効果的に行うための「ICTや情報・教育データの利活用」の2点を柱に、各キャリアステージに応じた内容を関連する観点に記述している。

特にICTに関しては、活用促進に伴う情報モラル問題にも対応するよう、生徒指導の観点に加えている。

また、令和3年に策定された第2期京都府教育振興プランに沿い、京都府ならではの教育について、京都府の強みを生かした内容に改正している。

校長については、教諭の指標の改正に準じつつ、人権教育推進体制の構築や学校内外の関係者の相互作用による学校の教育力の最大化等、最高責任者として求められる人材育成のほか、ファシリテーション、アセスメント等の資質能力について追記している。

続いて、キャリアステージについては、経験やキャリアを踏まえ、自らが、どの位置にいるのかを常に省察しながらキャリアアップを図ることができるよう、経験年数を目安とした5つのステージを設定している。

最後に、児童生徒の成長に重要な責務を担う教員には、その時代の背景や要請を踏まえつつ、自らが児童生徒の模範となるべく、主体的に学び続けることが求められており、府教育委員会では、本指標を踏まえ、研修等を計画的に実施して教員等の資質能力の向上を図ってまいりたい。

以上、ポイントを絞って説明したが、別添資料により中身を説明する。

キャリアステージの考え方は資料16頁から、指標については資料19頁から掲載しており、左の欄に観点、その右側にステージごとの資質能力の向上を図る上での目安を示している。

【質疑応答】

- 鈴鹿委員

キャリアステージにおいて、例えば、ステージ1の資質能力は既に身に付けているといった、評価やフィードバック等は行われるのか。

- 坂田教職員人事課長

各教員は、自身のキャリアステージによる役割等、共通して身に付けなけれ

ばならないことの状況によって研修等を受講するが、各学校においては、校長が教員の人事評価を行うに当たり、教員の状況や研修受講等の状況等を見ながら、更に受講奨励するなど、そういった形でフィードバックする。

○ 鈴鹿委員

もう1点、各ステージにおける教職経験の年数であるが、副校長や教頭の資質能力の向上を図る上での目安がステージ4の段階に置かれ、教職経験25年以上となっているが、昨今の状況を見れば、もう少し早いうちから、こうしたことを自覚するようにしてもよいのではないか。

○ 坂田教職員人事課長

各ステージにおける経験段階については、最終的に到達してほしい教員としての姿を示しているが、画一的にその教員像を求めているものではなく、全教員に求められる基礎的、基本的資質能力を確保し、長所や良い個性を伸ばすために活用するものであり、御意見についても前向きに検討させていただく。

○ 藤本委員

こうした取組は、幼稚園教員に対しても、研修の受講履歴を残し、自身がどのステージにあってどういうところが足りないかを知るために行われており、そうしたことも考えながら説明を聞いていた。

そこで感じたことであるが、研修や学びは主体的であって、自らが興味関心を抱くものに深く、また、それが幅広くなっていくことが理想であり、こうした指標を教育委員会や学校が決めるのは、公立学校であるため仕方ないとしても、全てを満遍なく達成できていることが評価の基準とならないようにし、専門性等、教員が主体的に取り組む部分とのバランスを図ることも大事になると思う。

主体的で深い学びを児童生徒に求めていくことを教員自らが実践することも大事であり、このように確立された指標とのバランスをどのように取っていくか、それを示すことはトップリーダーに求められるものであり、トップリーダーは画一的な評価を行わないようにしなければならない。

もう1点、校種ごとに観点と各ステージの資質能力の向上を図る上での目安が記されているが、こういったことは研修でも活用されているのか。

○ 坂田教職員人事課長

京都府総合教育センターにおいて、この指標を参考に、研修計画を立て、研修を実施している。

例えば、ステージ0は着任時の段階であるが、この段階における資質能力は各大学にも共有していただき、京都府が求める資質能力を示している。

○ 藤本委員

先ほど申したバランスを取る上でも研修は大事であり、例えば、研修のカテゴリーごとに動画をストックしておき、時間的に余裕があるときに視聴できるといったアイデアはあるのか。

○ 坂田教職員人事課長

研修は全てが対面であるわけではなく、オンライン等によるものも行われている。

○ 前川教育長

今年度は、オンラインやオンデマンドによる研修を3割以上にすることを目標にしていって、既に達成できている。

来年度については、ICT教育推進課で準備を進めているオンデマンド等による研修を更に増し、自身の能力に合わせて受講できるという研修の形を作っていく。

御指摘の件については、教員免許更新制度が改められ、研修の責任が都道府県に移管された形となっていることから、我々が用意する研修と自発的に受けられる研修の両輪で、しっかりと資質能力の向上を図っていきたい。

○ 小畑委員

資質能力というのは、自己評価では十分持っていると思っていても、他人から見ればちょっと問題があると評価される場合、また、その逆の場合もあり、そういうことを客観的に評価しながら研修を受けていくことが大事であって、ステージが上がるとき、また、常日頃から管理職との面談等により客観的評価が本人に伝わるような仕組みが必要である。

もう1点、教員の資質は教育の上で大事なことであり、教育の基本理念に基づく多様性や主体性等を生徒に持たせるなど、基本理念の実現のために必要な教員の資質はこうであるというロジックは大事であり、求められる資質能力は常に検証される必要がある。

そういう意味において、教員には資質能力が必要であるということの前に教育の基本理念というものがあるため、その基本理念を実現するための能力も必要となり、ブレークダウンによってこういった資質能力も必要であるという流れをもっと明確にし、また、基本理念が変わっていくこともあり、今の資質能力が流れの中で本当に十分なのか常に検証されなければならない、文部科学省の指導要領等が変わればそれに基づく改正が大前提ではあるが、京都らしい教育に取り組んでいくためには、京都の基本理念をもっと取り入れていくことも大事ではないか。

○ 坂田教職員人事課長

今回、文部科学省の指針の改正により、京都府の指針も改正したところであるが、御意見を踏まえ、京都府教員等の資質能力の向上に関する協議会も毎年開催していることから、今後の指導について考えていきたい。

○ 小畑委員

最後の熟練期のステージ4には、「豊富な経験と優れた教育実践力、他の教職員の模範となる安定感や信頼感を有し、各分野におけるリーダー（副校長、教頭等）として、学校経営に積極的に参画する段階」とその資質能力の必要性が記載されているが、そのような教員はそんなに多くないと思う。

つまり、最後のステージには、このような管理職となる教員の資質能力だけでなく、専門性を有する教員も多いため、最高度の専門性を有する教員の資質能力についても加えてはどうか。

例えば、「英語の授業なら任せておけ」というように、そのような専門性を有する教員に育ててほしいということをメッセージとして発信し、そのための資質能力はこうであるということを明確にしていくことも大事ではないか。

また、今後は定年延長となり、また、役職定年もあり、学校長が教員に戻ることも想定され、そうしたことも考えた上で、最後のステージの中身をもう少し工夫してはどうか。

【澤浦学校教育課長の報告】

- 令和5年度「学校教育の重点」について報告する。

資料は、令和5年度「学校教育の重点」と記載されたものを御覧いただきたい。

今年度との変更点を説明する。

資料1頁は、右上に「令和5年度に大切にしたいこと」を記載し、教員免許更新制度の発展的解消を踏まえ、「教員自身が探究心を持って学び続け、時代の変化に対応して求められる資質や能力を身に付けていく必要がある。」ことを書き加えている。

資料2頁からは「推進方策等」を記載しているが、ここは基本的に第2期京都府教育振興プランと大きく変わるものではない。

資料6頁の「社会教育との連携による学校教育の実現」、7頁の「保育・学習指導の重点」は、今年度と大きく変更していない。

続いて、資料7頁を御覧いただきたい。

昨年度の教育委員会議における御意見を踏まえ、現在の実情はこうであり、だからこういうことが大事であるということをもう少しわかりやすくしてはどうかと考え、推進方策1～6を具現化するために、例えば、7頁の学習指導では、「国語の勉強は好きですか」、「算数（数学）の授業で公式やきまりを習うとき、そのわけを理解するようにしていますか」の調査結果に基づき、大切にしたいこととして、例えば、「学習場面では分かる喜びとともに、学ぶ楽しさ、学ぶ意識も実感できるようにすることが大切である」というように、実情とメッセージを記載する形で構成している。

資料8頁では、ICTの効果的な活用として、教員のICT活用指導力を課題としている。

資料9頁では、生徒指導において、暴力行為や不登校の基本的データを示した上で、大切にしたいことでは、組織的に取り組み発達を支持する取組を学習指導・生徒指導の両面から展開し、児童生徒が安心して学べる教育環境を実現するとしている。

次に、全体を通じて、昨年度の教育委員会議で「紙ベースでの配付は廃止してはどうか」という御意見があり、現場の声をアンケートで確認したところ、「年度当初の職員会議で今年度の方針を意思統一する上でも、紙で配付してほしい」との意見が多く、この方法は残していくこととした。

その中でも、見やすいものにすると考え、観音開きの紙ではファイルに綴じにくく、見返すことも少ないとの考えから、体裁を冊子形に変更している。

また、資料4頁のQRコードからより詳しい資料が閲覧できるようにしており、動画配信までには至っていないが、今後も試行錯誤しながらより分かりやすいものにしていく方針である。

【杉本社会教育課長の報告】

- 令和5年度「社会教育を推進するために」について説明する。

資料は、令和5年度「社会教育を推進するために」と記載されたカラー刷り資料を御覧いただきたい。

その内容については、全体の構成として今年度と同様に「生涯学習」「家庭教育」「地域社会」「人権教育」に加え、子どもの貧困や人口減少等、昨今顕著となった社会問題について取り組む「子どもの支援の充実」の項目に分け、具体的な施策を記載している。

今年度からの大きな変更点は4点である。

1点目、先ほどの学校教育課長の報告でもあったとおり、体裁を観音開きから冊子形に変更している。観音開きではファイルに綴じにくく、会議等で頻繁に使用することもあり、使いやすい体裁に変更した。

2点目、3頁において「京都府の社会教育の今」として、現状を示す頁を新設した。

社会教育で重点事業として力を入れている「家庭の教育力の向上」と「地域社会の教育力の向上」に関し、現状から課題を明確にするとともに、これからの方向性を示し、4頁以降の具体的な対応につながる紙面を作成した。

その中のこれからの方向性の項目では、現状を踏まえた上で、5・6頁に記載している具体的対応のどれに当たるかを白抜きの丸数字で示している。

3点目、8頁に「子どもへの支援の充実」の頁を新設した。

昨今顕著になってきた社会問題に対応し、子どもの貧困対策や居場所づくりとその充実、少子化対策、共生社会の実現等の目的で実施する事業が、既存の4本柱に収まらず、いくつもの柱に跨がることを鑑み、この「子どもへの支援の充実」の項目を平成28年度から掲載し、これまで見開きで全体に跨がるように表現していた「子どもへの支援の充実」を1つの頁にした。

4点目、9頁の「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動との一体的な推進」のイメージ図を変更した。

今年度までの図は、一目見ただけでは何を表しているのか分かりづらく、説明を必要とするとの御指摘も受け、文部科学省のイメージ図を使い、学校と地域が上下に分かれ、両者の構成員やその役割がシンプルに表現されている図に変更した。

この冊子については、社会教育関係者及び学校関係者等に配付し、京都府の社会教育への理解を図り、より幅広い世代からの主体的な参画を目指していきたいと考えている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

学校教育の重点においては、7頁以降に新たな項目を設け、今の教育における大きな課題をいくつか取り上げ、それに対する対処として大切にしたいことが記載されており、こうした書き方は経過等が大変分かりやすく、この方法については成果を見ながら是非とも続けていただきたい。

一方の教育委員会で行う社会教育については、子どもを社会全体で育てるという概念が一つあると思うが、子どものみを対象にするのではなく、高齢者等も対象とした生涯学習という概念で捉えてよいのか。

そういう意味で言えば、長寿社会となり、生涯元気に過ごしていくためには高齢になってからでも、趣味等、いろんなことを勉強するといった、そのようなことも社会教育の目的の中に入っているのか。

○ 杉本社会教育課長

資料４頁の生涯学習の振興の項目で生涯学習社会の実現と記載しているが、例えば、地域の公民館での研修等では高齢者も対象としており、そういった事業は引き続き実施していきたいと考えている。

オ 令和５年度小・中・義務教育学校教頭の人事異動について【非公開】

(4) 議決事項

ア 第８号議案 令和４年度京都府指定文化財の指定等について

【森文化財保護課長】

- 議決をお願いしたい文化財の一覧は、議案書３・４頁に記載しており、今回指定をお願いする文化財は、建造物１件、美術工芸品５件（絵画２、彫刻１、古文書２）及び史跡１件の計７件である。

続いて、各文化財について説明する。

資料は、１３頁以降を御覧いただきたい。

建造物は、南丹市の荒井神社本殿１棟であり、一間社流造で室町時代に遡る社殿と考えられ、丹波地域の神社本殿のうち室町時代に遡る建造物の一つとして、その歴史的価値が高いものである。

次は美術工芸品５件である。

絵画の絹本著色虎図は、上京区の報恩寺に伝来した中国明時代の画院画家によって描かれた絵画で虎図の基準作例として日本美術史上の価値も大きいものである。

絵画の絹本著色双鶴図は、東山区の本山龍池山大雲院に伝来した中国明時代末から清時代初めの画家によって描かれた絵画で江戸時代後半の日本美術にも大きな影響を与えた作品として貴重なものである。

彫刻の鉄造薬師如来坐像は、亀岡市大圓寺所蔵の鉄で鑄造する鉄仏であり、平安時代後期から鎌倉時代に遡る貴重なものである。

古文書の１件目は、亀岡市河原林の遠山家に伝来する文書で、南北朝期の丹波地域の状況を明らかにする重要な資料である。

古文書の２件目は、宮津市由良の北前船船頭を務めた加藤家に伝来する文書群であり、北前船公益の実態の分かる資料群である。

史跡は、亀岡市西別院に所在する中世城館の笑路城跡である。櫓台を始めとする遺構が良好に保存されており、京都府を代表する中世城館の一つである。

説明は以上である。

- 質疑応答

なし

〔原案どおり可決〕

イ 第９号議案 京都府公立学校退職教職員表彰の被表彰者について【非公開】

ウ 第１０号議案 令和５年度小・中・義務教育学校長の人事異動について【非公開】

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第4号)

報告事項オ、議決事項イ及びウについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告